

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和元年１２月４日（令和元年（行情）諮問第３９０号）

答申日：令和２年３月３０日（令和元年度（行情）答申第６５６号）

事件名：「身体障害者の性格，行動，価値感の特性とその調査研究」の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第１ 審査会の結論

「発達障害者支援室が保有する文書のうち，身体障害者の性格，行動，価値感の特性とその調査研究」（以下「本件対象文書」という。）につき，これを保有していないとして不開示とした決定は，妥当である。

第２ 審査請求人の主張の要旨

１ 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し，令和元年８月２３日付け厚生労働省発障０８２３第１０号により，厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）につき，取消しを求める。

２ 審査請求の理由

開示請求に係る行政文書を管理している。

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 本件審査請求の経緯

（１）本件審査請求人である開示請求者（以下「請求者」という。）は，令和元年６月２４日付けで，処分庁に対して，法の規定に基づき，「発達障害者支援室が保有する文書のうち，身体障害者の性格，行動，価値感の特性とその調査研究」に係る開示請求を行った。

（２）これに対して，処分庁が令和元年８月２３日付け厚生労働省発障０８２３第１０号により不開示決定を行ったところ，請求者は，これを不服とし，同月２８日付け（同月２９日受付）で本件審査請求を提起したものである。

２ 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し，事務処理上作成又は取得した事実はなく，実際に保有していないため，不開示とした原処分は妥当であり，本件審査請求は棄却すべきものと考えらる。

３ 理由

（１）本件審査請求に係る開示請求は「発達障害者支援室が保有する文書の

うち、身体障害者の性格、行動、価値感の特性とその調査研究」の開示を求めるものである。

身体障害者の性格、行動、価値感の特性とその調査研究について、作成又は取得したことはないため、障害児・発達障害者支援室では保持していない。以上の点から、不開示とした原処分は、妥当であると考ええる。また、本件審査請求に当たり、他に開示対象文書がないか探索したが、他に該当するものは確認されなかった。

(2) 請求者の主張について

請求者は、審査請求書の中で、「開示請求に係る行政文書を管理している。」として原処分の取消しを求めているが、これに対する諮問庁の説明は上記(1)のとおりであるため、請求者の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分を維持することが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和元年12月4日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 令和2年3月16日 審議
- ④ 同月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする決定(原処分)を行った。

これに対して、審査請求人は、開示請求に係る行政文書を管理しているとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、諮問庁は上記第3の3(1)のとおり説明するところ、当審査会事務局職員をして更に確認させたところによると、以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は、「発達障害者支援室が保有する文書のうち、身体障害者の性格、行動、価値感の特性とその調査研究」の開示を求めるものである。なお、請求する行政文書の名称中の「発達障害者支援室」とは、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室(以下「支援室」という。)のことである。

イ 支援室では、障害児の福祉の増進等を所掌しているが、「身体障害者の性格、行動、価値感の特性」についての調査研究を行ったことは

ないため、本件対象文書に該当する文書は保有していない。

(2) 諮問庁の上記(1)イの説明に不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司